

介護支援専門員法定研修の延期等に伴う介護支援専門員証及び主任介護支援専門員資格の有効期間満了日の臨時的な取扱い（特例措置）

新旧対照表

変更前（令和2年6月29日付け2高第662号）	変更後（令和3年3月11日付け3高第295号）
<p>1 特例措置の対象者 令和2年2月25日から令和4年3月31日までに証及び主任資格の有効期間が満了する京都府登録の介護支援専門員</p>	<p>1 特例措置の対象者 令和2年2月25日から令和5年3月31日までに証及び主任資格の有効期間が満了する京都府登録の介護支援専門員</p>
<p>2 特例措置により資格を喪失しない期間 証及び主任資格は令和5年3月31日まで資格を喪失しない（有効期間を延長する）。</p>	<p>2 特例措置により資格を喪失しない期間 証及び主任資格は本来の有効期間満了日の翌日から2年間は資格を喪失しない（有効期間を延長する）。 ただし、1のうち令和2年2月25日から令和3年3月30日までに証及び主任資格の有効期間が満了する者については、令和5年3月31日まで資格を喪失しないこととする。</p>
<p>3 特例措置に伴う証等の取扱い 証及び主任資格に係る研修修了証書の再発行は行いません。 ※ 特例措置の対象者は、2で定める期間は、現在の証をもって業務に従事できることとします。 ※ 市町村等から資格の保有状況を確認された場合は、本通知を提示してください。</p>	<p>3 特例措置に伴う証等の取扱い （変更なし）</p>
<p>4 研修修了後の有効期間の起算日及び有効期間について 2で定める期間内に研修を修了した後の、新たな証及び主任の有効期間の起算日及び有効期間は、次のとおりとします。 ・証…新たな証の有効期間の起算日は本来の有効期間満了日の翌日とし、有効期間は本来の有効期間満了日の翌日から5年間とする。 ・主任資格…新たな主任の有効期間の起算日は本来の主任有効期間満了日の翌日とし、有効期間は本来の有効期間満了日の翌日から5年間とする。</p>	<p>4 研修修了後の有効期間の起算日及び有効期間について （変更なし）</p>
<p>5 令和2年度京都府介護支援専門員法定研修の実施予定（令和2年6月23日現在） （略）</p>	<p>5 令和3年度京都府介護支援専門員法定研修の実施予定 4月上旬に京都府及び研修実施団体である公益社団法人京都府介護支援専門員会のホームページにてお知らせします。</p>
<p>6 留意事項等 （1）この特例措置の対象者は、京都府登録の介護支援専門員及び主任介護支援専門員の方です。他の都道府県で登録されている介護支援専門員及び主任介護支援専門員の方は、登録されている都道府県にご確認をお願いいたします。 （2）特例措置で定めた有効期間内に、必ず証及び主任の更新に必要な研修を受講してください。 特に証については、有効期間内に更新手続きを完了できなかった場合、証は失効し、介護支援専門員としての業務を行うことができなくなります。</p>	<p>6 留意事項等 （1）（変更なし） （2）（変更なし） （3）1のうち、本来の証の有効期間満了日以降に介護支援専門員の資格に基づく業務に従事した期間がない者については、本人からの申請があった場合は、特例措置の期間中であっても適用外とみなし、再研修を受講・修了した上で証の再交付を受けることができるとします。</p>